

認定薬局に係る調査審議等について

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

知事が定める地域連携薬局の認定基準について

【都道府県知事に裁量が認められている内容】

医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第4項第1号

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において**月平均2回以上**実施した実績があること。ただし、**都道府県知事が別に定める場合**にあつては、**月平均2回未満でも当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があること**をもつてこれに代えることができる。

居宅等で訪問診療を受けている利用者が限られている場合等、地域の特段の事情により当該地域において本規定を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まないとき都道府県知事が判断する場合に限る。

知事が定める地域連携薬局の認定基準について

○居宅等における調剤業務等について
月平均2回以上の実績がある薬局

県内 **274件**
(県内総薬局数1,194)

※ミヤギ薬局けんさく（令和3年12月15日現在）

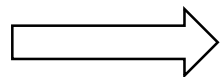
○厚生労働省の想定から算出する宮城県
内の地域連携薬局必要数

約200件

>

◎事務局意見

・居宅等における調剤業務等について月平均2回以上の実績がある薬局は、国の想定する地域連携薬局数以上であること。



現時点では、ただし書きは適用させず、引き続き法で定める、
月平均2回以上の条件で対応する。
今後、必要に応じて、宮城県薬事審議会で審議する。

地域連携薬局数

全数 1,264 (令和3年11月30日時点)

北海道	27	東京都	257	滋賀県	17	徳島県	7
青森県	8	神奈川県	115	京都府	38	香川県	10
岩手県	9	新潟県	18	大阪府	115	愛媛県	8
宮城県	27	山梨県	5	兵庫県	39	高知県	5
秋田県	3	長野県	9	奈良県	13	福岡県	25
山形県	8	富山県	12	和歌山県	4	佐賀県	3
福島県	16	石川県	18	鳥取県	7	長崎県	2
茨城県	58	岐阜県	9	島根県	6	熊本県	13
栃木県	20	静岡県	31	岡山県	18	大分県	5
群馬県	10	愛知県	36	広島県	38	宮崎県	4
埼玉県	86	三重県	22	山口県	4	鹿児島県	13
千葉県	60	福井県	4			沖縄県	2

専門医療機関連携薬局数

全数 74 (令和3年11月30日時点)

北海道	3	東京都	7	滋賀県	2	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	9	京都府	0	香川県	0
岩手県	1	新潟県	0	大阪府	1	愛媛県	2
宮城県	4	山梨県	0	兵庫県	3	高知県	1
秋田県	0	長野県	7	奈良県	0	福岡県	3
山形県	2	富山県	0	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	0	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	0
茨城県	2	岐阜県	1	島根県	0	熊本県	1
栃木県	1	静岡県	0	岡山県	0	大分県	1
群馬県	4	愛知県	6	広島県	0	宮崎県	0
埼玉県	3	三重県	0	山口県	1	鹿児島県	0
千葉県	4	福井県	0			沖縄県	0

県内の地域連携薬局認定状況（令和3年12月15日現在）

保健所・支所別	市町村名	薬局数	地域連携薬局数	※参考 中学校区数
薬務課	仙台市	599	13	65
仙台市				
小計		599	13	65
仙南	白石市	24	0	4
	角田市	15	0	3
	蔵王町	5	0	3
	七ヶ宿町	1	0	1
	大河原町	18	0	2
	村田町	2	0	2
	柴田町	19	0	3
	川崎町	3	0	2
	丸森町	3	0	1
小計		90	0	21
塩釜	塩竈市	33	1	5
	多賀城市	32	1	4
	松島町	4	0	1
	七ヶ浜町	2	0	2
	利府町	16	0	3
小計		87	2	15
岩沼	名取市	39	1	5
	岩沼市	27	1	4
	亘理町	10	0	4
	山元町	8	0	1
小計		84	2	14

薬局数：R3.12.15現在ミヤギ薬局けんさくより
中学校区数：R3.3.30現在宮城県教育委員会HPより

保健所・支所別	市町村名	薬局数	地域連携薬局数	※参考 中学校区数
黒川	富谷市	15	0	5
	大和町	15	0	2
	大郷町	1	0	1
	大衡村	0	0	1
小計		31	0	9
大崎	大崎市	81	5	11
	色麻町	3	0	1
	加美町	11	1	3
	涌谷町	4	0	1
	美里町	7	1	3
	小計		106	7
栗原	栗原市	38	0	7
小計		38	0	7
石巻	石巻市	77	2	18
	東松島市	18	0	3
	女川町	1	0	1
小計		96	2	22
登米	登米市	30	1	9
小計		30	1	9
気仙沼	気仙沼市	28	0	8
	南三陸町	5	0	2
小計		33	0	10
合計		1194	27	192

目標数

厚生労働省の想定する宮城県内の地域連携薬局必要数（中学校区に1件）→県内約200件

県内の専門医療機関連携薬局認定状況 (令和3年12月15日現在)

専門医療機関連携薬局	
4件	
病院 A	2件
病院 B	1件
病院 C	1件

がん診療連携拠点病院等一覧表 (令和3年8月1日現在)

都道府県がん診療連携病院拠点	宮城県立がんセンター 東北大学病院
地域がん診療連携拠点病院 (高度型)	大崎市民病院
地域がん診療連携拠点病院	仙台医療センター
	東北労災病院
	東北医科薬科大学病院
地域がん診療連携拠点病院 (特例型)	石巻赤十字病院
地域がん診療病院	みやぎ県南中核病院
小児がん拠点病院	東北大学病院

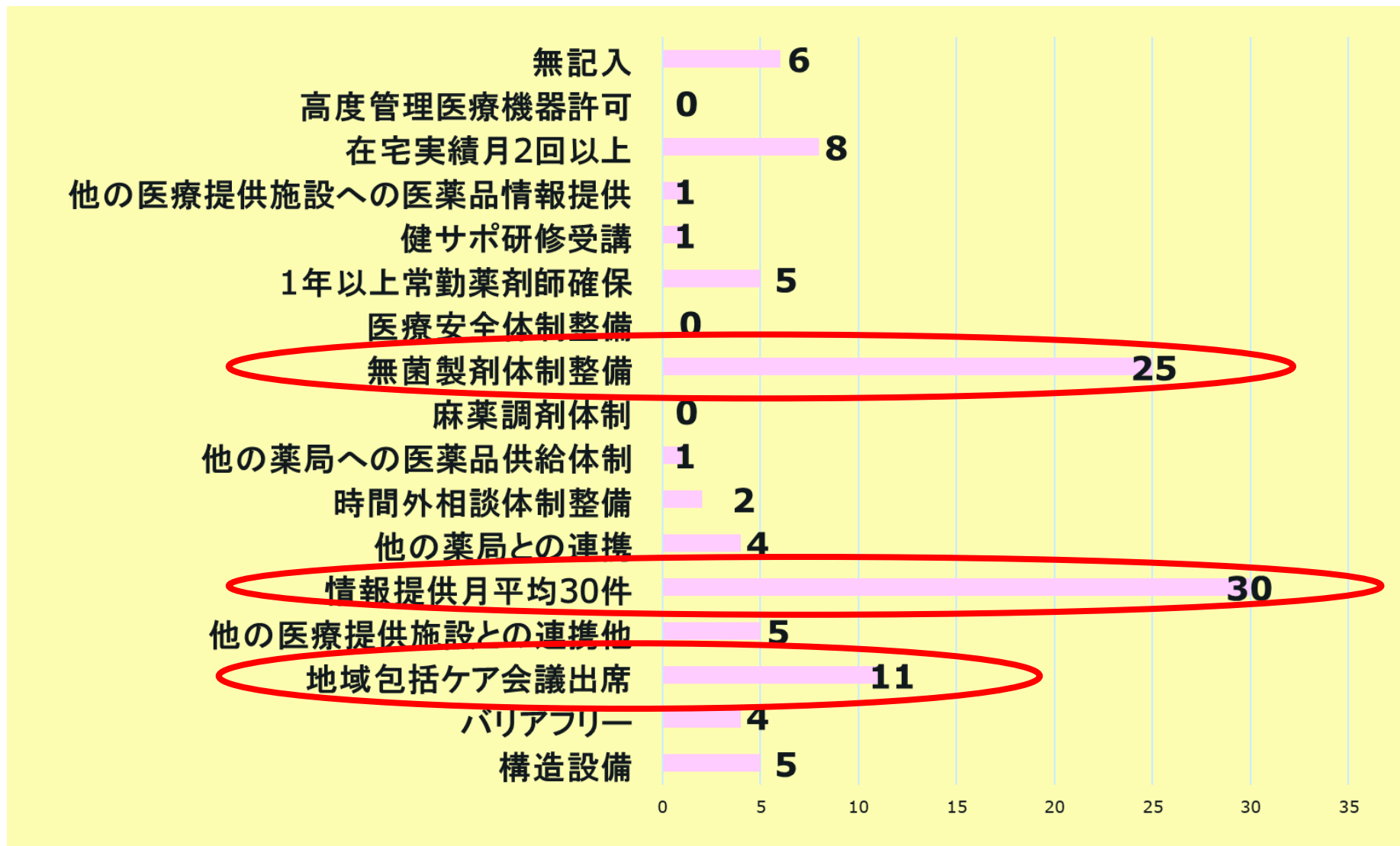


目標数

がん治療に係る医療機関あたり 1 件 → 県内 8 件

認定取得に際して薬局が障壁と感じている認定基準

地域連携薬局に関する研修会でのアンケート結果



地域における認定薬局と医療機関等との連携体制の現状把握

地域連携薬局の主な連携先（上位2件）

薬局	主な連携先①	主な連携先②
1	診療所	診療所
2	病院（国）	診療所（在宅）
3	病院（国）	診療所（在宅）
4	診療所	診療所（在宅）
5	病院（国）	診療所
6	診療所	診療所（在宅）
7	診療所	診療所
8	診療所（在宅）	
9	診療所	診療所（在宅）
10	病院（国）	病院（その他）
11	診療所（在宅）	診療所（在宅）
12	病院（公的医療機関）	診療所（在宅）
13	診療所（在宅）	診療所（在宅）
14	診療所	診療所

薬局	主な連携先①	主な連携先②
15	病院（その他）	病院（医療法人）
16	診療所（在宅）	病院（その他）
17	診療所	診療所（在宅）
18	病院（公的医療機関）	診療所（在宅）
19	診療所	病院（公的医療機関）
20	病院（その他）	診療所（在宅）
21	診療所	診療所（在宅）
22	診療所	診療所
23	病院（公的医療機関）	病院（公的医療機関）
24	診療所	診療所（在宅）
25	診療所（在宅）	病院（公的医療機関）
26	診療所	診療所（在宅）
27	病院（公的医療機関）	診療所（在宅）

在宅診療を実施している診療所と連携している薬局が多い傾向

※ 診療所（在宅）：ホームページ等で在宅診療を実施していることを標記している診療所

無菌調剤体制の確保状況

当面の間は、無菌調剤に関して他の薬局を紹介することでも要件を満たす。

自局で対応	4件
無菌調剤室の共同利用	5件
他の薬局を紹介	18件

地域包括ケアシステムに資する会議への参加状況

少なくとも1つに継続的に参加していれば、要件を満たす。

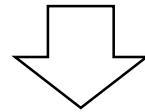
	薬局参加状況				
	○			○	
地域ケア会議	○			○	
サービス担当者会議		○		○	○
退院時カンファレンス			○		○
薬局数	5件	14件	1件	5件	2件

令和3年度認定薬局整備のための当課の取組

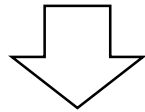
1. 県ホームページで認定薬局に関する説明を掲載，認定済み薬局リストを公開
2. 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を指定して検索できるよう，ミヤギ薬局けんさくを改修
3. 市町村への当該制度周知（県長寿社会政策課協力）（資料3）
4. 一般社団法人公衆衛生協会が発行する会報誌「公衆衛生みやぎ」へ認定薬局に関する記事の寄稿（2月号に掲載予定）
5. 地域連携薬局整備事業（一般社団法人宮城県薬剤師会への委託）
 - （1）地域連携薬局に係るアンケートの実施
 - （2）地域連携薬局に関する研修
 - （3）地域における在宅患者訪問可能薬局の整備・周知
6. 専門医療機関連携薬局整備事業（一般社団法人宮城県病院薬剤師会への委託）
 - （1）ワーキンググループの設置と在り方の検討
 - （2）専門医療機関連携薬局での実地研修
 - （3）がん患者のフォローアップ体制の強化
 - （4）ポリファーマシーへの対応
 - （5）みやぎ医療福祉情報ネットワーク（MMWIN）の利用促進
 - （6）啓発・広報
7. 県ホームページで令和2年度「認定薬局整備事業」の成果物を公開（資料4の成果物）

薬局薬剤師が地域包括ケアシステムに貢献するためには

宮城県地域医療計画，宮城県がん対策推進計画等に認定薬局の事項を盛り込み，地域において認定薬局が医療機関や介護施設等と同様に整備されるべき存在であること，地域包括ケアシステムの一員であることを広く認識してもらおう。



土台作りとして，実績を積み上げ認定薬局数を増やし，認定薬局そのものの認知度を上げる必要がある。



当面の間は，県として，**認定薬局取得に意欲的な薬局に対し，優先的に支援**していく必要がある。

今後の認定薬局普及推進のためには

1. 月30件以上の情報提供ができない問題

→研修会の実施，連携事例報告会等の開催

2. 無菌調剤室を確保できない問題

→地区における連携強化，顔の見える関係作りの橋渡し

3. 地域包括ケアシステムに資する会議等へ参加できない問題

→多職種連携研修会，事例報告会の開催，関係各課・市町村との連携